

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第4号

平成28年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年7月12日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

- 1 期 日 平成28年7月19日（火） 午後2時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂
- 3 付議事件

- (1) 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 救助工作車Ⅱ型の購入契約について
- (3) 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について
- (4) 災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入契約について
- (5) 高規格救急自動車の購入契約について
- (6) 損害賠償の額の決定及び和解について

○平成28年7月19日

○現在議員12名で次のとおり

1番	久	野	妙	子
2番	小	須	田	稔
3番	中	村	孝	治
4番	三	橋	秀	夫
5番	杉	原		芳
6番	林		政	男
7番	湯	淺	祐	徳
8番	石	井	孝	昭
9番	福	田		守
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

平成28年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会

○議事日程

平成28年7月19日（火曜日）午後2時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第6号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 質疑、討論、採決

議案第5号 質疑、討論、採決

議案第6号 質疑、討論、採決

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第6号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の質疑、討論、採決
10. 議案第5号の質疑、討論、採決
11. 議案第6号の質疑、討論、採決
12. 閉 会

○出席議員（10名）

1番	久	野	妙	子
2番	小	須	田	稔
3番	中	村	孝	治
4番	三	橋	秀	夫
5番	杉	原		芳
6番	林		政	男
8番	石	井	孝	昭
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員（2名）

7番	湯	淺	祐	徳
9番	福	田		守

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	小	林	雅	美
消 防 長	高	橋	秀	樹
次 長	豊	田	光	弘
総 務 課 長	太	田	文	和
予 防 課 長	渡	邊	敏	行
警 防 課 長	石	井	美	智
指 揮 指 令 課 長	山	田	政	二
佐 倉 消 防 署 長	大	島	立	美
志 津 消 防 署 長	秋	元		芳
八 街 消 防 署 長	石	渡	洋	一
酒 々 井 消 防 署 長	青	柳		正

○議会議務局出席職員氏名

書	記	長	岡	野	好	伸
書		記	深	澤	則	広
書		記	杉	浦	直	樹

◎開会及び開議の宣告

(午後 2時28分)

○議長(中村孝治) 暑い中、大変ご苦労様でございます。

始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会臨時会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は10名で、議員定数の半数以上に達しております。

したがって、平成28年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長(中村孝治) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(中村孝治) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により議席番号10番 越川廣司議員、議席番号11番、小早稲賢一議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(中村孝治) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第6号の上程、説明

○議長(中村孝治) 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第6号までの6件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第6号までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 蕨 和雄 登壇)

○管理者(蕨 和雄) 本日ここに平成28年7月組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから本臨時会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を利用者等へ公表し、利用者等の火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進するため違反対象物に係る公表制度を整備したく、同条例の一部を改正いたそうとするものでございます。

議案第2号 救助工作車Ⅱ型の購入契約についてでございますが、八街消防署に配置する救助工作車Ⅱ型について、1億746万円をもって株式会社モリタ東京営業部と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第3号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約についてでございますが、佐倉消防署に配置する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車について、5,702万4,000円をもって株式会社モリタ東京営業部と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第4号 災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入契約についてでございますが、佐倉消防署に配置する災害対応特殊消防ポンプ自動車について、4,071万6,000円をもって株式会社モリタ東京営業部と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第5号 高規格救急自動車の購入契約についてでございますが、八街消防署に配置する高規格救急自動車について、3,831万8,400円をもって千葉トヨタ自動車株式会社と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

議案第6号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、八街市役所内駐車場において公用車が車両と接触した事故について、人身に対する損害に関し相手方と和解し、相手方に支払う損害賠償の額を375万円に決定いたそうとするものでございます。

以上、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長(中村孝治) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 豊田光弘 登壇)

○次長（豊田光弘） 消防本部次長の豊田光弘でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災や、平成25年2月長崎県長崎市で発生したグループホーム火災を踏まえ、平成25年12月19日付けで消防庁次長より違反対象物に係る公表制度の実施について通知されました。

すでに、消防法令違反により消防機関が違反対象物への命令を行った場合、その違反内容の公示が義務付けられておりますが、公示にいたるまでの間、当該防火対象物の危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況でございます。

今回の公表制度は、映画館、飲食店、物販店、ホテル等の多数の人が出入りする建物や、社会福祉施設等の自力避難をすることが困難な方が利用する建物で、消防機関が立入検査の際に確認した屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の重大な違反に係る情報を消防組合の公式ホームページ等で公表し、利用者自らがその利用を判断できるようにいたそうとするものでございます。

これによりまして、利用者等の防火安全に対する認識を高め、火災の被害の軽減を図り、当該防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図ろうとするものでございます。

なお、改正内容につきましては、第48条から第50条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第47条の次に新たに公表に関する規定を第48条として加え、併せて関連する目次を改めるものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行をいたそうとするものでございます。

続きまして議案第2号 救助工作車Ⅱ型の購入契約についてでございますが、八街消防署に配備する救助工作車は、平成5年度に導入し22年が経過、車両及び資機材の老朽化により更新整備を行うものでございます。

去る5月18日に一般競争入札を実施いたしました結果、7者の入札参加申請による資格者がございましたが、そのうちの1者が辞退をいたしまして、6者による入札により東京都港区西新橋3丁目25番31号株式会社モリタ東京営業部が1億746万円をもって落札をいたしましたので、同者と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

続きまして議案第3号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約についてでございますが、佐倉消防署に配備する災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は平成13年度に導入し14年が経過、車両及び資機材の老朽化により更新整備を行うもので、緊急消防援助隊にも登録している車両でございます。

去る5月18日に一般競争入札を実施いたしました結果、8者の入札参加申請による資格者がございましたが、そのうちの1者が辞退をいたしまして、7者の入札により東京都港区西新橋3丁目25番31号株式会社モリタ東京営業部が5,702万4,000円をもって落札をいたしましたので、同者と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

続きまして議案第4号 災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入契約についてでございますが、佐倉消防署に配備する災害対応特殊消防ポンプ自動車は、平成13年度に導入し14年が経過、車両及び資機材の老朽化により更新整備を行うもので、緊急消防援助隊に登録している車両でございます。

去る5月18日に一般競争入札を実施いたしました結果、9者の入札参加申請による資格者がございましたが、そのうちの1者が辞退をいたしまして、8者の入札により東京都港区西新橋3丁目25番31号株式会社モリタ東京営業部が4,071万6,000円をもって落札をいたしましたので、同者と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

続きまして議案第5号 高規格救急自動車の購入契約についてでございますが、八街消防署に配備する高規格救急自動車は、平成19年度に導入し8年が経過、走行距離数も24万キロを超え車両及び資機材の老朽化により更新整備を行うものでございます。

去る5月18日に一般競争入札を実施いたしました結果、2者の入札があり、千葉市中央区登戸2丁目2番7号千葉トヨタ自動車株式会社が3,831万8,400円をもって落札をいたしましたので、同者と購入契約を締結いたそうとするものでございます。

続きまして議案第6号 損害賠償の額の決定及び和解についてでございますが、平成27年3月13日午後2時45分頃、八街市八街ほ35番地29八街市役所内駐車場において、当消防組合所有の車両を消防組合職員が運転中、XXXXXXXXXX運転の車両と接触した事故において、相手方の頸椎捻挫及び後遺障害に対し、相手方に損害賠償金375万円を支払い和解するため、議決をお願いするものでございます。

以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○1番（久野妙子） 議長。

○議長（中村孝治） 久野議員。

（1番 久野妙子 登壇）

○1番（久野妙子） 議席1番 久野妙子でございます。議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について質問させていただきます。

公表制度につきましては、建物の消防用設備の状況が消防法令に違反する場合にその旨をホームページ等へ公表し、利用者自らが建物の情報を入手して安全の判断を行なえる新たな取り組みであるとお聞きしましたが、現在、消防組合が把握をしている公表に該当する重大違反の対象物の数及び公表制度を広く住民に知っていただく方法について、お聞かせください。

○予防課長（渡邊敏行） 議長。

○議長（中村孝治） 予防課長。

（予防課長 渡邊敏行 登壇）

○予防課長（渡邊敏行） 予防課長の渡邊敏行でございます。久野議員のご質問にお答えいたします。

平成28年6月末現在、当組合管内には4,600件の防火対象物がございます。これらの防火対象物に対して予防課及び各消防署、出張所において計画的に立入検査等を実施し、法令違反の確認を行っております。

平成27年度には18件の重大違反については是正を行い、平成28年6月末現在3件の対象物が公表に該当する状況でございます。

現在の違反對象物の状況ですが、1件目につきましては飲食店と共同住宅の複合用途ビルで、自動火災報知設備の機能が喪失しているものです。2件目につきましては社会福祉施設で、平成21年4月の消防関係法令の改正に伴いスプリンクラー設備が義務付けられ、現在未設置となっているものです。3件目につきましては集会場で、無届けによる増築により屋内消火栓設備、自動火災報知設備が未設置となっているものです。

これらの対象物につきましては関係者に対して改修計画書を提出させるなど、現在も継続して是正指導を行っている状況でございます。

続きまして、住民への公表制度の周知方法といたしましては、構成市町の広報紙へ掲載を依頼するほか、消防組合の広報紙「ダイヤル119」及びホームページへ掲載し広報を行います。

以上で、答弁を終了させていただきます。

○1番（久野妙子） 議長。

○議長（中村孝治） 久野議員。

○1番（久野妙子） 現在の制度においても、消防法令違反に対して防火対象物の改修等必要な措置を命じ、公示を行う事が出来るとお聞きしておりますが、加えて公表制度を実施する効果についてお聞かせください。

○予防課長（渡邊敏行） 議長。

○議長（中村孝治） 予防課長。

○予防課長（渡邊敏行） 自席より答弁をさせていただきます。

現在の制度につきましては、立入検査で違反を指摘した後、警告、命令及び公示の手続きを行うことから立入検査実施後6か月程度経過をしてしまうため、その期間に利用者が建物の安全を把握できない状況となっております。

今回の公表制度では立入検査実施後、公表の周知をして14日後に公表を行うことができることから、住民に対して早期に情報を提供し、利用者の安全性を確保する効果がございます。今後消防組合といたしましては、公表制度を最大限活用するとともに、違反処理のための高度な専門性を有する職員の育成や、計画的な立入検査を実施し、違反對象物への指導を徹底することで住民の安心・安全に努めてまいります。

以上で、答弁を終了させていただきます。

○1番（久野妙子） 議長。

○議長（中村孝治） 久野議員。

○1番（久野妙子） ただいまのご答弁ですと、公示制度では立入検査から6ヶ月が経過してしまう、しかしながら公表制度では立入検査から14日後に公表を行うことが出来るという事でした。非常に画期的な取り組みであるというふうに思います。

公表制度により、早期に利用者自らが建物の安全性を見極めて利用を判断することで被害の軽減につながり、更には防火対象物の関係者に対しても防火管理業務の適正化が期待できることから、引き続き違反対象物への指導をお願いいたします。

また、消防職員は立入検査の重要性が増し実施件数の増加も見込まれますが、今後も住民の安全、安心のためにご尽力いただきますことをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○議長（中村孝治） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 議案第2号 救助工作車Ⅱ型の購入契約について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 救助工作車Ⅱ型の購入契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 (中村孝治) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長 (中村孝治) 議案第3号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中村孝治) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中村孝治) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 (中村孝治) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長 (中村孝治) 議案第4号 災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入契約について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中村孝治) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (中村孝治) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第4号 災害対応特殊消防ポンプ自動車の購入契約について採決いたします。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長 (中村孝治) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 議案第5号 高規格救急自動車の購入契約について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第5号 高規格救急自動車の購入契約について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 議案第6号 損害賠償の額の決定及び和解について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村孝治） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第6号 損害賠償の額の決定及び和解について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村孝治） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本議会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（中村孝治） 以上をもちまして、平成28年7月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会臨時会を閉会いたします。

（午後 2時56分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 中 村 孝 治

署名議員 越 川 廣 司

署名議員 小 早 稻 賢 一